

改正

令和元年9月26日告示第31号

令和2年1月22日告示第8号

令和3年3月30日告示第83号

令和4年4月1日告示第 号

長泉町移住・就業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から町内に移住して就業、起業等した者に対し、予算の範囲内において、移住・就業支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領（平成31年3月26日付け静岡県く管政第94号くらし・環境部長通知）、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）その他の法令及び関係通知のほか、この要綱の定めるところによる。

一部改正〔令和3年告示83号〕

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号において定めるところによる。

- (1) 「移住」とは、町内へ転入し、生活の本拠を町内へ移すことをいう。
- (2) 「中小企業等」とは、支援金の対象として静岡県又は他の都道府県が選定した法人であって、静岡県又は他の都道府県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人をいう。
- (3) 「条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (4) 「起業支援金」とは、移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領により静岡県が補助する事業者が起業者に対して支出する補助金をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の対象となる者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号、第3号、第4号又

は第5号の要件を満たす就業、起業等に該当し、かつ、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 移住する直前に、連続して1年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤をしていたこと。ただし、東京特別区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に移住したこと。

(イ) 支援金の申請時において、移住後3箇月以上1年以内であること。

(ウ) 長泉町に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 移住する直前に在住していた市区町村において、最近1箇年市区町村税を滞納していないこと。

(エ) その他町長が不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、都道府県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において当該中小企業等に連続して3箇月以上在職していること。

(オ) 上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該中小企業等に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ、支援金の申請時において当該法人に連続して3箇月以上在職していること。

(ウ) 当該就業先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 内閣府地方創生室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

移住前に次に掲げる町、観光交流協会等が主催する地域活性化事業に1回以上参画（主催者から参画証明書の交付を受けた場合に限る。）し、申請時に町内の中小企業に就職していること。

- ア 長泉わくわく祭り
- イ 桃沢郷祭り
- ウ さくらフェスタ in 長泉
- エ 長泉町産業祭
- オ 四ツ溝柿狩り体験
- カ 豆まき 稲荷詣
- キ その他町長が認めたもの

(5) 起業に関する要件

起業支援金の交付決定を受けており、かつ、支援金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの支援金を申請する場合のみ）

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に移住したこと。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後3か月以上1年以内であること。
- オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

一部改正〔令和2年告示8号・3年83号〕

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、別表1のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、町長が別に定める日までに、長泉町移住・就業支援金交付申請書（様式第1号）及び長泉町移住・就業支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し

- (2) 移住先の住民票（世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分）
 - (3) 移住元の住民票の除票その他の移住元での居住地及び在住期間を確認できる書類（世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分）
 - (4) 移住元の市区町村における最近1か年の滞納のないことを証する市区町村税の完納証明書
 - (5) 別表2に掲げる証明書類等
 - (6) 口座振込依頼書（様式第3号）
 - (7) その他町長が必要と認める書類
- （交付の条件）

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件とする。

- (1) 支援金の申請日から5年以内に長泉町での居住が困難となった場合、又は支援金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び長泉町から求められた場合には、それに応じなければならない。
- （交付の決定等）

第7条 町長は、支援金の交付を決定したときは、長泉町移住・就業支援金交付決定通知書（様式第4号）により通知した上、支援金を交付するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者が支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、長泉町移住・就業支援金交付決定通知書再交付願（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定通知書再交付の決定）

第9条 町長は、前条の再交付を認めたときは、長泉町移住・就業支援金交付決定通知書（再交付）（様式第6号）により交付するものとする。

（支援金の返還）

第10条 町長は、支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 全額の返還
 - ア 虚偽の申請等をした場合

イ 支援金の申請日から3年未満に長泉町から転出した場合

ウ 支援金の申請日から1年以内に第3条第2号に規定する支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

支援金の申請日から3年以上5年以内に長泉町から転出した場合

一部改正〔令和3年告示83号〕

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年度分の補助金等から適用する。

附 則 (令和元年9月26日告示第31号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則 (令和2年1月22日告示第8号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長泉町移住・就業支援金交付要綱第3条(1)アの規定は、令和2年1月1日以降に移住した者について適用し、令和元年12月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月30日告示第83号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 改正後の長泉町移住・就業支援金交付要綱第3条第1号ア(ウ)、第2号イ、第3号及び第4号の規定は、令和3年3月1日以降に移住した者(第2号イの場合にあっては、令和3年3月1日以降に移

住し、かつ、就業した者) について適用し、令和3年2月28日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年4月1日告示第 号)

- 1 この告示は、令和4年4月1日の日から施行する。
- 2 改正後の長泉町移住・就業支援金交付要綱別表1の18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の項の規定は、令和4年4月1日以降に移住した者について適用し、令和4年3月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

別表1 (第4条関係)

区分	支援金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯での移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合	18歳未満の者一人につき30万円を加算

(注) 18歳未満の世帯員とは、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満である者をいう。

別表2 (第5条関係)

区分	証明書類等
移住・就業支援金(就業の場合)の交付を受けようとする者	就業証明書(移住・就業支援金の申請用) (様式第2号)
移住・就業支援金(テレワークの場合)の交付を受けようとする者	就業証明書(移住・就業支援金の申請用) (様式第2号の2)
移住・就業支援金(関係人口の場合)の交付を受けようとする者	地域活性化事業の参画証明書
移住・就業支援金(起業の場合)の交付を受けようとする者	起業支援金の交付決定通知書の写し
東京特別区以外の東京圏から東京特別区の法人等へ通勤していた者	東京特別区で通勤していた法人等の就業証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
東京特別区以外の東京圏から東京特別区に通勤していた法人経営者又は個人事業主	開業届出済証明書その他の移住元での在勤地を確認できる書類及び個人事業等の納税証明

	書その他の移住元での在勤期間を確認できる書類
東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者（通学期間を本事業の移住元としての対象期間とする場合のみ）	在学期間や卒業校を確認できる書類及び移住元での在勤地、在勤期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類